

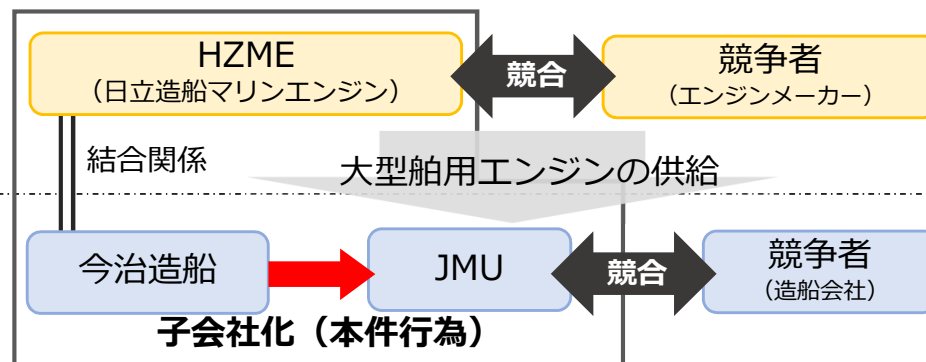
1 審査の視点

本件行為により、以下の観点から競争を実質的に制限することとならないか。

①商船（今治・JMU）の水平型企業結合 ②大型船用エンジン（川上：今治グループ(HZME)）と商船（川下：JMU）の垂直型企業結合

2 本件の構図

大型船用エンジンの製造販売業
(垂直型企業結合の川上市場)



商船の製造販売業
(垂直型企業結合の川下市場・
水平型企業結合)

3-2 垂直型企業結合

【大型船用エンジン（川上）／商船（川下）】

商品範囲 使用燃料ごと

- ・重油専焼エンジン
- ・LNG焚き二元燃料エンジン
- ・メタノール焚き二元燃料エンジン



大型船用エンジン
(出典：HZMEのHP)

地理的範囲 日本全国

競争の実質的制限の検討

- ・今治グループのHZMEはJMUグループを通じて
競争者の秘密情報の入手が容易に

- ・大型船用エンジン市場の
閉鎖性・排他性／協調的行動の懸念

3-1 水平型企業結合【商船】

商品範囲 11品目の船種・船型ごと
*水平関係にある船種・船型は9品目

地理的範囲 **世界全体**（外航船）
*内航船であるRORO船は日本全国



外航船の国内外の
需要者（船主）は、
国内外の造船会社を
区別せず取引

*日本の需要者の例

船種	船型	今治	JMU
バルク船	VLOC	○	○
	ケープサイズ	○	○
	ニューパナマックス	○	○
	ハンディ	○	○
コンテナ船	ポストパナマックス	○	○
	ネオパナマックス（大型）	×	○
	パナマックス	○	○
タンカー	VLCC	○	○
	スエズマックス	×	○
	MR	○	○
RORO船（内航船）		○	○

競争の実質的制限の検討

- ・主として**中国や韓国の有力な競争者**の市場シェア等も考慮
- ・いずれの品目も**セーフハーバー基準**に該当

→ **競争制限のおそれなし**

4 当事会社から申出があった問題解消措置

- ① JMUグループは、HZMEの競争者から取得した秘密情報をHZMEに共有しないよう、**情報遮断措置**を実施
* 今治造船からHZMEに対する情報遮断措置は既に実施中
- ② 措置の履行状況を当委員会に定期報告

5 結論

問題解消措置が講じられることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはいえない